

**令和5年度「京都府つながる・学ぶ・働く支援センター運営事業」  
業務委託に関する質疑・回答**

〔企画提案仕様書に関する質問〕

番号	質 問	回 答
1	<p><b>仕様書 5 (5) 要支援者受入企業の確保について</b></p> <p>「社会保険労務士等の専門家による申請書作成のサポート等を行うこと (4p)」とあるが、社労士に対する謝金等は予算から支出可能か。</p>	<p>社労士に対する謝金等は委託料の中から支出していただくことを想定しています。</p>
2	<p><b>仕様書 5 (6) 段階的実習プログラム及び (7) 有償インターンについて</b></p> <p>「ただし、受入企業が要支援者に支払った報酬の時給が 1,000 円未満である場合は、単価はその時給額 (6p)」とあるが、「企業が受け取る協力金額＝要支援者に支払った額」となり、企業側は本協力金による利益等は得ることができないということか。</p>	<p>企業側が本協力金により利益等を得ることはできません。</p> <p>ただし、必ずしも「企業が受け取る協力金額＝要支援者に支払った額」となるわけではなく、企業が要支援者に支払った額が時給 1,000 円以上の場合でも、本事業からは時給 1,000 円を上限として所要額を計算し支払うこととし、差額は企業に負担いただくこととなります。</p>
3	<p><b>仕様書 5 (6) 段階的実習プログラム及び (7) 有償インターンについて</b></p> <p>有償インターンシップについて、要支援者が氷河期世代であるか否かに関わらず、企業への協力金の支払いは可能か。</p>	<p>受入企業協力金は、参加した要支援者が就職氷河期世代に該当する場合にのみ支給可能です。</p>
4	<p><b>仕様書 5 (6) 段階的実習プログラム及び (7) 有償インターンについて</b></p> <p>段階的実習プログラムでは企業に対して協力金が支払われ、有償インターンシップでは実質企業への協力金は無い(全額要支援者にそのまま支払われる)と理解しているが、この 2 つの実習メニューは別々のものとしての実施が必須か？同日の実習で段階的実習プログラムでもあり有償インターンシップでもあるとして、企業へも要支援者へも協力金や工賃等を支払うことはできないか。</p>	<p>段階的実習プログラムと有償インターンシップは別のものであり、両者を一体的に実施する、という形態は想定していません。</p> <p>段階的実習プログラムは仕様書 5 (6) アに記載のとおり、業界への興味や就労への意欲を喚起するとともに徐々にステップアップするためのプログラムであり、有償インターンシップは仕様書 5 (7) アに記載のとおり、就労候補先企業にて実際の就労に近い業務内容・業務時間での実習として設定しています。このように 2 つは内容や目的を異にするものであるため、段階的実習プログラムでありかつ有償インターンシップでもあるという考え方は成り立ちません。</p>

5	<p><b>仕様書 5 (6) 段階的実習プログラム及び (7) 有償インターンについて</b></p> <p>1社の企業に対して、例えば段階的実習プログラムを3日間実施した後、翌日から有償インターンシップを実施することは可能か。</p>	<p>同一企業が段階的実習プログラム、有償インターンシップともに受け入れることは問題ありません。また、段階的実習プログラムと有償インターンシップの日程が連続することについても問題ありません。</p> <p>しかしながら、事業の趣旨を踏まえると、段階的実習プログラムを受けた後、一定の考える時間が必要と思われるため、同一の要支援者が同一の企業で連続して両プログラムを受けることは一般的ではないものと考えます。</p>
6	<p><b>仕様書 5 (6) 段階的実習プログラム及び (7) 有償インターンについて</b></p> <p>段階的実習プログラムと有償インターンシップの受入企業の協力金は、段階的実習プログラム 1,320,000 円+ 有償インターンシップ 6,600,000 円の合計 7,920,000 円ということか。各協力金は独立したものとするのか、合算されたものとして、6,600,000 円の内 1,320,000 円が段階的実習プログラムでの協力金なのかどちらか。</p>	<p>段階的実習プログラムの受入企業協力金の上限額は 1,320,000 円、有償インターンシップの受入企業協力金の上限額は 6,600,000 円でそれぞれ独立しています。1,320,000 円が 6,600,000 円の内訳ということではありません。</p>
7	<p><b>仕様書 5 (6) 段階的実習プログラム及び (7) 有償インターンについて</b></p> <p>有償インターンシップ協力金は「原則として他の経費に流用できないものとする。(6p)」と記載があるが、段階的実習プログラムでの協力金への流用はできないのか。</p> <p>逆の場合も流用(段階的実習プログラムの協力金を有償インターンシップへ流用すること)はできないのか。</p>	<p>6,600,000 円は有償インターンシップの受入企業協力金として、1,320,000 円は段階的実習プログラムの受入企業協力金としてそれぞれ設定しているものであり、この2者間であっても原則として流用はできないものとしています。</p> <p>ただし、事業実施の中で考慮すべき事情等が発生した場合には、他の経費への流用も含め、個別に協議することとします。</p>
8	<p><b>実習全般について</b></p> <p>実習対象企業は「原則、府内企業 (3p)」とあり、府外企業も対象に含まれているが、協力金については「府内企業に限る (4p、6p)」とあるので、協力金を支払えるのは府内企業のみということか？</p> <p>もしくは、府外企業であっても、実習参加者が京都府民であれば企業への協力金は支払い可能なのか。</p>	<p>受入企業協力金については、府外企業に支給することはできません。</p>

9	<p><b>実習全般について</b></p> <p>企業は「原則、府内企業とする。(3p)」という記載があるが、本社は他府県で支所・事業所・営業所等が京都府内にあれば府内企業という認識で合っているか。</p>	<p>府内企業の定義としては、各種就労体験を受け入れる場所（本社、支社、事業所、営業所等）が京都府内に立地していることとします。そのため、本社が京都府内にあっても、各種就労体験を受け入れる場所が京都府外である場合は、原則として対象外となります。</p>
10	<p><b>実習全般について</b></p> <p>就労継続支援 A 型事業所も各種の実習の対象企業として考えて良いか。</p>	<p>就労継続支援 A 型事業所についても、各種就労体験の受入先候補としていただいて差し支えありません。</p> <p>ただし、本事業の趣旨に則って、就労継続支援 A 型事業所以外の企業について積極的かつ重点的に開拓をお願いします。</p>
11	<p><b>仕様書 5 (9) ウについて</b></p> <p>企業開拓数 60 社 (7p) について、企業は A 型等を運用している企業も対象となるのか。</p>	<p>企業開拓数の実績については、就労継続支援 A 型事業所等を含めて構いません。</p> <p>ただし、10に記載のとおり本事業の趣旨に則り、就労継続支援 A 型事業所以外の企業について積極的かつ重点的に開拓をお願いします。</p>